

田原市終活情報登録事業が始まります

10月から、田原市終活情報登録事業を開始します。

この取り組みは、ご本人が病気や事故で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったときなど、万が一に備えてあらかじめ希望する情報を市に登録するものです。

医療機関や警察、指定したご家族などからの照会に対し、ご本人に代わって市が情報をお伝えします。

1 対象者 市内在住の65歳以上の方

※ご本人が認知症などの疾病などにより明らかに申請できない場合に限り、成年後見人や親族が申請できます。

2 登録できる情報 以下の情報からご自身で自由に選択できます。

- ①緊急連絡先 ②本籍地 ③かかりつけ医・アレルギー
④預貯金・保険情報など ⑤エンディングノートの保管場所
⑥臓器提供の意思 ⑦葬儀や遺品整理の生前契約先 ⑧お墓の所在地
⑨遺言書の有無・保管場所 ⑩その他自由登録

3 開示先 医療機関、警察、消防、福祉事務所、照会可能な方(※)

※照会可能な方: 事前に開示先として登録をされた方

4 登録費用 無料

5 登録から開示までの流れ

- ① 本人が市へ終活情報の登録申請
- ② 市が終活情報の登録
(本人へは登録カード「なのはな登録カード」を交付)
- ③ 開示先から市へ照会
- ④ 市から開示先へ情報を開示